

○東近江市総合計画審議会公開要綱

平成22年11月26日

告示第370号

(趣旨)

第1条 この告示は、東近江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、この限りでない。

2 会議の開催に当たっては、希望する者が傍聴できるように、その開催日時等の周知に努めるものとする。

(傍聴人の制限)

第3条 傍聴人の数が会場における適正人員を超えるときは、その数を制限することができる。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

(2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。

(3) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

第6条 会議の傍聴に関し、傍聴人がこの告示に違反するときは、議長は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の公開)

第7条 審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、会長が署名して確定する。

3 会議録は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、審議会が特に必要があると認める会議録の部分は、この限りでない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の会議の公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年11月26日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。